

三豊市公告第64号

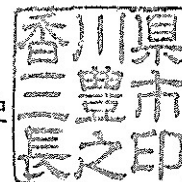
三豊農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年1月5日の翌日から起算して15日以内までに市にこれを申し出ることができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、三豊市の住民に限り、縦覧期間満了の令和8年1月5日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

三豊市長 山下 昭史



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和7年12月1日	自
令和8年1月5日	至

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

三豊市役所 農政部農林水産課 三豊市高瀬町下勝間 2 3 7 3 番地 1

3 異議申出の留意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって異議申出をするときは 異議申出書には 次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という）第61条において準用する同法第19条第1項4項。）

また 異議の申出は 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 平（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができること。

なお 代表者若しくは管理人 総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を異議申出書に添付すること（行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「審査法施行令」という）第3条）。

- a 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- b 異議申出に係る農用地利用計画の案
- c 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称又は居所
- d 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- e 異議申出の趣旨及び理由
- f 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- g 異議申出の年月日

4 意見書の提出の際の留意事項

- ・ 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を記載すること。
- ・ 法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- ・ 農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見書を提出できない。

5 提出された意見の取扱

- ・ 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- ・ 意見書に対しては個別の回答を行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和7年11月27日	
異議申出状況	有	無
意見書提出状況	有	無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること

3. 農業振興施策についての市町住民からの要請

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分

農用地区域からの除外

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文の番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
1	高瀬町比地中	吹毛山	2810-9	畑	宅地	110.00㎡	110.00㎡	農地	農家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
2	高瀬町比地中	吹毛山	2810-10	畑	宅地	62.00㎡	62.00㎡	農地	農家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
3	詫間町詫間	前山	5967-1	畑	畑	339.00㎡	339.00㎡	農地	分家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
合計						511.00㎡	511.00㎡			

区分	自己住宅	分譲・賃貸住宅	業務用地	農業用施設	植林	公共施設	合計
件数	3						3
面積(㎡)	511.00						511.00

①法10条3項各号全てに非該当、かつ農業振興地域上支障な
②法10条4項該当
③法10条4項及び施行令7条1号～3号該当
④法10条4項、施行令7条4号及び規則4条の4該当
⑤法13条2項各号該当

(注) 1 番号欄は、個別見直しの場合は(審査調書と対応する)案件ごとに記載すること。
2 「事前協議回答年月日」欄、「異議申出状況」欄及び「意見書提出状況欄」は、協議の際にのみ記載すること。
3 変更しようとする土地を記載する欄は、適宜行数を加減すること。
4 除外の理由については、(別紙)変更の理由記載例を参考とすること。